

## 議案第66号

### 港区職員の懲戒に関する条例の一部改正について

#### 1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、港区職員の懲戒に関する条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

減給の懲戒処分を受ける職員の給料について、60歳到達日後の最初の4月1日から給料月額が7割水準となるなど変動があった場合は、当該変動後の給料月額の5分の1の額を上限として減給することを定めます。

(例) 60歳に到達した職員が令和X年3月(10割水準)と4月(7割水準)の2か月間にわたって「減給1/5」を受けた場合

○令和X年3月 給料：25万円(10割)

減給：25万円×1/5 = ▲5万円

○令和X年4月 給料：17万5千円(=25万円×7割)

減給：17万5千円×1/5 = ▲3万5千円

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

港区職員の懲戒に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の範囲でその発令の日に受ける給料(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については報酬(港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年港区条例第二十号)第十八条第一項のパートタイム会計年度任用職員の報酬をいう。))以下と同じ。)の五分の一以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第三条 減給は、一日以上六月以下の範囲で給料(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については報酬(港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年港区条例第二十号)第十八条第一項のパートタイム会計年度任用職員の報酬をいう。))の五分の一以下を減ずるものとする。</p> <p>(後略)</p>